

青森空港国際線利用促進 国際線限定 駐車料金減免

いまなら



青森空港発着 国際線
(定期・チャーター)ご利用で

駐車料金 **1,000円**
9泊10日まで

※9泊を超えた分は通常料金
(830円×泊数)となります。

※国内他空港を経由する場合は適用されません。

実施
期間 2025年4月 1日から
2026年3月31日まで



駐車料金の減免を受けるためには、管理事務所へ「駐車料金減免申請書」を提出する必要があります。出来るだけ事前にご提出下さい。駐車場料金所では受け付けておりませんので、ご注意下さい。

さらに、空港有料道路ご利用で、当日分**200円**割引されます。

問い合わせ先
青森県 青森空港管理事務所
TEL 017-739-2121

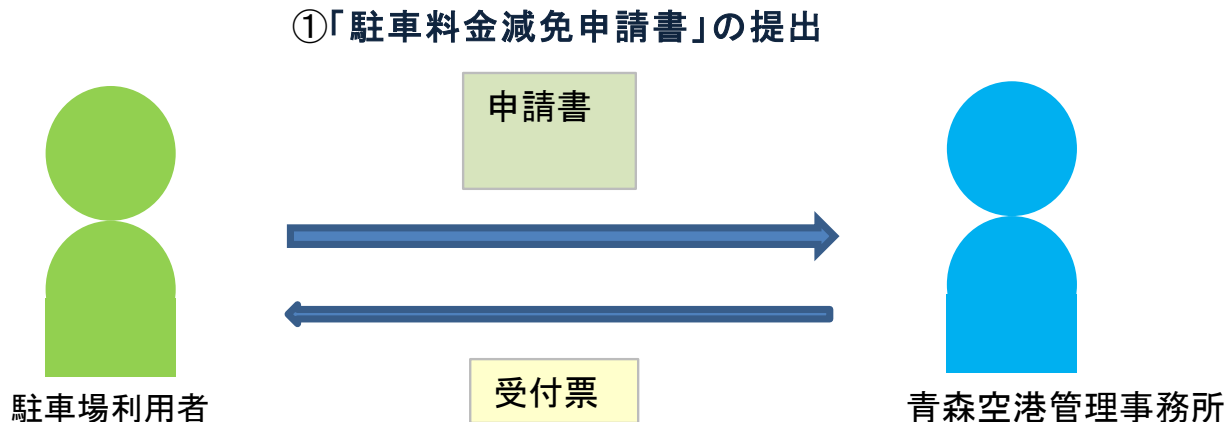
県土整備部 港湾空港課
港政グループ
TEL 017-734-9673

観光交流推進部 誘客交流課
航空グループ
TEL 017-734-9153

駐車料金の減免を受けるためには、2つの手続きが必要です。

手続きその1(申請書の提出)

空港駐車場に駐車した後に、青森空港管理事務所に「駐車料金減免申請書」を提出してください。



②申請書が受理されると「受付票」が交付されます。

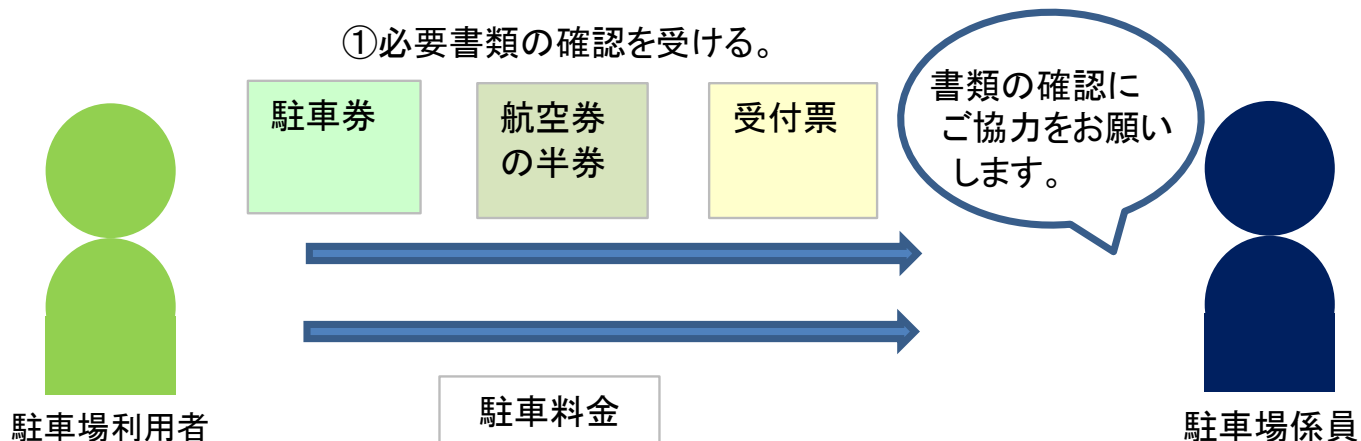
※1 申請書は、空港ビル1階の国際線到着ロビーに設置している自動外貨両替機付近、空港ビル2階の立体駐車場・連絡通路出口付近にある記入テーブルでご記入ください。また、青森空港管理事務所でもご記入いただけます。

2 申請書は、帰国してからでも提出できますが、お帰りの際には混雑も予想されますので、できるだけ青森空港出発前に青森空港管理事務所に提出して下さるようお願いいたします。

手続きその2(駐車場係員の確認を受ける。)

空港駐車場を出る際には、駐車場係員から必要書類の確認を受けてください。

確認を受けるのは、「駐車券」と「国際線航空券の帰りの半券」と「受付票」の3枚です。



②確認を受けた後に、駐車料金をお支払いください。

※1 駐車場を出る際は、必ず有人ゲートをご使用ください。無人ゲートでは減免手続きができません。

2 駐車場を出る際は、有人ゲートの係員に「駐車券」と「国際線航空券の帰りの半券」と「受付票」の3枚の書類を提出して、係員の確認を受けてください。係員の確認を受けない場合は、駐車料金の減免は適用されません。

3 無人ゲートから通常料金で出庫してしまった場合や、有人ゲートで確認手続きを取らずに通常料金を支払って出庫してしまった場合であっても、後から減免料金に変更することはできません。通常料金と減免料金との差額を返却することもできません。